

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	原子炉建屋5階の使用済燃料プール内における過去に発見された漏えい燃料集合体（2体）の調査実施中、2体目の燃料集合体内部に線状の異物らしきもの1本が認められたため、対応検討	A	4月6日公表済 (PDF489KB) 4月7日の再審議にて公表区分及びグレード変更 区分：その他→Ⅲ グレード：C→A

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	第25回定期検査時に納入された制御棒駆動機構用部品の試験成績書に記載されている部品番号に不整合が認められたため、対応検討	C	
2	1号機	1～4号機水素・酸素注入系の酸素ガス供給用蒸発器に性能低下が認められたため、当該蒸発器を点検・修理	D	
3	2号機	給水加熱器出口の溶存水素濃度記録計に指示値不良（手分析値との相違あり）が認められたため、当該濃度記録計を点検・調整	D	
4	2号機	変圧器防災設備エリア用排水ポンプの試運転時、埋設されている排水配管より水のリークが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
5	4号機	逃し安全弁窒素ガス供給装置（A系）の窒素ガス供給ポンベ出口弁の接続継ぎ手より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
欠番				
7	4号機	酸素ポンベ室前の屋外歩行者用アーケードの雨樋及び止め金具の脱落が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）室内ストームドレンサンプポンプに性能低下が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
9	5号機	500kV超高压開閉所の碍子洗浄ポンプ（C）のグランドシール用パッキンに締め代不足が認められたため、パッキンを交換	D	
10	5号機	東側屋外歩行者用アーケードの屋根が強風により破損したため、当該部を点検・補修	D	
11	6号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置用圧縮機（A）の点検において、吸入弁パネ固定用穴に摩耗（6箇所中、3箇所）が認められたため、当該圧縮機を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器逆洗水受タンク用レベル指示計に指示値不良（一時的な指示値低下）が認められたため、当該レベル指示計を点検・修理	D	
13	6号機	非常用ディーゼル発電機（B）建屋の暖房用加熱蒸気系入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	6号機	廃棄物処理系の放出水放射線モニタ装置に指示値不良が認められたため、当該装置の検出器等を点検・清掃	D	
15	集中環境施設	廃液サンプルポンプ（B）の振動測定において、振動速度値に管理基準値外れが認められたため、原因調査及び当該ポンプを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで